固体燃料に使用する火気設備等に関する事項

固体燃料を使用する厨房設備としての、木炭を燃料とする「炭火焼き器」について、建築物等及び可燃性の物品までの火災予防上安全な距離を、根室市火災予防条例別表第3に新たに規定します。

種別	周囲の仕上げ	燃料	品名	離隔距離(cm)			
				上方	側方	前方	後方
厨房設備	不燃以外	木炭を燃料とする もの	炭火焼き器	100	5 0	5 0	5 0
	不燃			8 0	3 0	_	3 0





※「炭火焼き器」とは、主に業務用の厨房設備として定置使用されるもので、耐火レンガとモルタルで作られた燃焼室部分を金属のフレームで覆う等の構造をしており、木炭を燃料として食材を加熱調理するものです。